平成２９年（再ロ）第１８号

さいたま市北区東大成町２丁目197番地15
再生債務者　坪根　康雄

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月29日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１号

三重県伊勢市大湊町336番地２
再生債務者　デルアギラ　ペレス　セゲンドこと　DEL AGUILA PEREZ SEGUNDO FLORENTINO

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月29日
津地方裁判所伊勢支部再生係

独立行政法人国立印刷局の事業計画（平成30年度）の公表について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の10第１項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の事業計画（平成30年度）を定め、財務大臣の認可を受けたので、同条第５項の規定に基づき公表します。

平成30年４月６日
独立行政法人国立印刷局
理事長　松村　武人

１　財務大臣の認可　平成30年３月30日
２　閲覧方法
(1)　窓口での閲覧
独立行政法人国立印刷局情報公開・個人情報保護窓口（東京都港区虎ノ門二丁目２番５号）　電話番号　03―3587―4201
(2)　インターネットによる閲覧
国立印刷局ホームページ（http://www.npb.go.jp/）に掲載

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するについにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年三月二十九日
掲載頁　二四二頁（号外第六十九号）
（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年三月二十九日
掲載頁　二四二頁（号外第六十九号）
平成三十年四月六日
東京都文京区小石川四丁目二〇番五号
（甲）金沢商事株式会社
代表取締役　青山　孝治
東京都文京区小石川四丁目二〇番五号
（乙）株式会社アオヤマ
代表取締役　青山　孝治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月九日であり、組織変更後の商号は株式会社アイフリークサンタファンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月六日
東京都新宿区新宿二丁目一番一一号
合同会社アイフリークサンタファンと
代表社員　株式会社アイフリークモバイル
職務執行者　上原　彩美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月六日
浜松市東区市野町二三八三番地の六ピース一・二〇五
合同会社ブートストンプ
代表社員　山本　雄一

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

平成三十年四月六日
大阪府堺市西区草部七六二番地の一
阪南製麺協業組合
代表理事　森下眞太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月六日
徳島市八万町上福万二一八番地の一三
合同会社ＭＡＧＩＣ―ＬＡＢ
代表社員　磯崎　和也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を五千万円、資本準備金の額を一億八百二十五万五千三百六十円減少し、それぞれ五千万円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は平成三十年四月五日に終了しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十五日
掲載頁　一二七頁（号外第一二七号）
平成三十年四月六日
東京都港区虎ノ門三丁目六番二号
株式会社ジャック・インベストメント
代表取締役　丁　廣鎮

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年四月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月六日
東京都品川区東品川四丁目一三番二四号
株式会社アイトー
代表取締役　加藤　裕彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額五十四億六千万円を一億八百万円減少して五十三億五千二百万円とし、発行済優先出資総口数十万九千二百口のうち二千百六十口を一口に対して金五万円をもって有償消却して十万七千四十口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成三十年三月二十七日付官報の号外第六十六号一一九頁に掲載されています。

平成三十年四月六日
東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内
Ascendas Hospitality特定目的会社
取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額八十六億二千四百万円を二億円減少して八十四億二千四百万円とし、発行済優先出資総口数十七万二千四百八十口のうち四千口を一口に対して金五万円をもって有償消却して十六万八千四百八十口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成三十年三月二十七日付官報の号外第六十六号一一九頁に掲載されています。

平成三十年四月六日
東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内
Ascendas Japan Namba特定目的会社
取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成三十年四月六日
東京都千代田区麹町五丁目一番地ＮＫ真和ビル九階　オスタラ下落合特定目的会社
取締役　岡本　哲治

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を三億六千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成三十年五月九日までに当社にご提出下さい。

平成三十年四月六日
東京都千代田区麹町五丁目一番地ＮＫ真和ビル九階　オスタラ下落合特定目的会社
取締役　岡本　哲治

訂正公告

平成三十年二月二十三日掲載の（甲）羽生積水株式会社及び（乙）上武積水株式会社に係る合併公告中、（甲）の住所「埼玉県羽生市大字岩瀬三九二番地」とあるは「埼玉県羽生市大字上岩瀬三九二番地」の誤りにつき訂正します。

平成三十年四月六日

扱　店

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　四月六日付第七八号六四ページ
―ジ●同日付政府調達第六四号八八ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）